（指定避難所の基準）

第二十条の六　法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

二　速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

三　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

四　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

五　主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

（指定避難所の重要な変更）

第二十条の七　法第四十九条の七第二項において準用する法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、指定避難所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更とする。

第三十五条第一号中「第十条第一号」を「第四条第一号」に改め、同条第三号中「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第五号中「第十条第五号」を「第四条第五号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十三条第一項中「こえるものと」を「超えるものと」に改め、同項第一号中「激甚災害」を「激甚災害」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「激甚災害」を「激甚災害」に、「第二十三条第一項」を「第四条第一項」に、「行なわれた」を「行われた」に、「こえる」を「超える」に改める。

（災害救助法施行令の一部改正）

第二条　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（災害の程度）」を付し、同条第一項第一号中「あつては」を「あっては」に改め、同項第二号中「あつて」を「あって」に改め、同項第三号中「災害にかかつた者」を「被災者」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「あつて」を「あって」に改め、同項第四号中「あつて、厚生労働省令」を「あって、内閣府令」に改め、同条第二項中「当たつては」を「当たっては」に、「もつて」を「もって」に、「たい積」を「堆積」に、「なつた」を「なった」に改め、同項に項番号を付する。

第二条から第七条までを削る。

第八条に見出しとして「（救助の種類）」を付し、同条中「第二十三条第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に改め、同条第二号中「よつて」を「よって」に改め、同条を第二条とする。

第九条に見出しとして「（救助の程度、方法及び期間）」を付し、同条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「よつては」を「よっては」に改め、同項に項番号を付し、同条を第三条とする。

第十条に見出しとして「（医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲）」を付し、同条中「第二十四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第十一条に見出しとして「（実費弁償）」を付し、同条中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第五条とする。

第十二条に見出しとして「（都道府県知事が管理することができる施設）」を付し、同条中「第二十六条第一項」を「第九条第一項」に改め、「により」の下に「都道府県知事が」を加え、同条を第六条とする。

第十三条に見出しとして「（扶助金の種類）」を付し、同条中「第二十九条」を「第十二条」に、「六種」を「六種類」に改め、同条を第七条とする。

第十四条に見出しとして「（支給基礎額）」を付し、同条第二項第一号中「第二十四条」を「第七条」に、「よつて」を「よって」に改め、同項第二号ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「第二十五条」を「第八条」に改め、同項に項番号を付し、同条を第八条とする。

第十五条に見出しとして「（療養扶助金）」を付し、同条第一項中「かかつた」を「かかった」に改め、同条第二項中「あつて」を「あって」に改め、同項に項番号を付し、同条を第九条とする。

第十六条に見出しとして「（休業扶助金）」を付し、同条第二項ただし書中「少い」を「少ない」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十条とする。

第十七条に見出しとして「（障害扶助金）」を付し、同条第一項中「なおつた」を「治った」に、「別表第五に定める」を「次項に規定する障害等級に該当する」に改め、「として、その障害の等級に応じ、支給基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額」を削り、同条第五項中「よつて」を「よって」に、「等級」を「障害等級」に、「もつて」を「もって」に改め、同項を同条第七項とし、同項に項番号を付し、同条第四項中「等級」を「障害等級」に、「こえてはならない」を「超えてはならない」に改め、同項を同条第六項とし、同項に項番号を付し、同条第三項中「身体障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第五項とし、同項に項番号を付し、同条第二項中「別表第五に定める」を「障害等級に該当する」に、「身体障害の等級」を「障害等級」に、「等級に」を「障害等級に」に改め、同項を同条第四項とし、同項に項番号を付し、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。

3　障害扶助金の額は、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

一　第一級　千三百四十
二　第二級　千百九十
三　第三級　千五十
四　第四級　九百二十
五　第五級　七百九十
六　第六級　六百七十
七　第七級　五百六十
八　第八級　四百五十
九　第九級　三百五十
十　第十級　二百七十
十一　第十一級　二百
十二　第十二級　百四十
十三　第十三級　九十
十四　第十四級　五十

第十七条を第十一条とする。

第十八条に見出しとして「（遺族扶助金）」を付し、同条を第十二条とする。

第十九条に見出しとして「（遺族扶助金の受給者の範囲）」を付し、同条第一項第一号中「あつた」を「あった」に改め、同項第二号中「よつて」を「より」に改め、同条第二項中「あつては」を「あっては」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項中「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十三条とする。

第二十条に見出しとして「（葬祭扶助金）」を付し、同条を第十四条とする。

第二十一条に見出しとして「（打切扶助金）」を付し、同条第一項中「第十五条」を「第九条」に、「よつて」を「よって」に、「なおらない」を「治らない」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第十五条とする。